

2022年5月16日

各位

会社名 オムロン株式会社  
代表者名 代表取締役社長 CEO 山田 義仁  
コード番号 6645  
上場取引所 東証プライム市場  
問合せ先 IR部長 岡田 拓朗  
TEL 075-344-7048

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月16日開催の取締役会において、同年6月23日開催予定の第85期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 企業理念の実践に関する定款変更および(2) 電子提供制度に関する定款変更の理由は、つぎの通りです。

#### (1) 企業理念の実践に関する定款変更

当社は1933年の創業以来、事業を通じて社会的課題を解決し、社会の発展に貢献し続けることに努めてまいりました。1959年には社憲「われわれの働きで われわれの生活を向上し よりよい社会をつくりましょう」を制定し、社憲の精神に基づき企業理念を軸にした経営を実践し続けています。

今後も企業理念を実践し、社会の発展と企業価値の向上に努めていく当社の経営の根幹は普遍であることを明確にするために、現行定款に企業理念の実践を記載いたしたく存じます。

#### 【ご参考】オムロン企業理念

**Our Mission**  
(社憲)

われわれの働きで われわれの生活を向上し よりよい社会をつくりましょう

**Our Values**  
私たちが大切にしている価値観

- ・ **ソーシャルニーズの創造**  
私たちは、世に先駆けて新たな価値を創造し続けます。
- ・ **絶えざるチャレンジ**  
私たちは、失敗を恐れず情熱をもって挑戦し続けます。
- ・ **人間性の尊重**  
私たちは、誠実であることを誇りとし、人間の可能性を信じ続けます。

(2) 電子提供制度に関する定款変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、つぎの通り当社定款を変更します。

- ① 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- ② 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものです。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容はつぎの通りです。なお、グレーの背景部分は、上記1.(1)企業理念の実践に関する定款変更を示します。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(新設)	<p style="text-align: center;">(企業理念の実践)</p> <p>第2条 当社は、「われわれの働きでわれわれの生活を向上しよりよい社会をつくりましょう」という社憲の精神に基づき企業理念を実践し、事業を通じて社会の発展に貢献するとともに、企業価値の向上に努める。</p>
第2条～第16条 (条文省略)	第3条～第17条 (現行通り)
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがいインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	(削除)
(新設)	<p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

第18条～第44条 (条文省略)	第19条～第45条 (現行通り)
(新設)	<p>(附則)</p> <p>1 <u>定款第 18 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 17 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本附則は、施行日から 6 ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日および定款変更の効力発生日：

2022年6月23日(木)予定

以上